

新宿区生活サポートサービスに係る申請及び利用決定の手続等に関する要領

平成 27 年 3 月 19 日 26 新福障経第 2260 号福祉部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、新宿区生活サポート事業実施要綱（平成 27 年 3 月 19 日付け 26 新福障経第 2259 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による申請及び同項に規定する利用決定（以下「利用決定」という。）の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(利用決定の申請)

第 3 条 要綱第 5 条第 1 項第 1 号の規定による申請は、新宿区生活サポートサービス利用決定申請書（第 1 号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

(障害の有無の確認)

第 4 条 障害の有無の確認は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 障害者手帳
- (2) 障害者手帳を有していない場合又は手当等を受給していない場合にあつては、医師の診断書等
- 2 前項の場合において、当該障害者が具体の診断名を有していないときは、その年齢等を考慮して、障害が想定され支援の必要性が認められれば、障害を有する旨の確認を行うことができる。

(勘案事項)

第 5 条 区長は、第 3 条の申請を受けたときは、要綱第 6 条に規定する基準により要否を決定する。なお生活サポートサービスの利用決定の有効期間（以下「利用期間」という。）、利用量及び利用決定の更新についての決定は、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 当該障害者の障害支援区分及び障害の種類、程度その他の心身の状況
- (2) 当該障害者の介護を行う者の状況
- (3) 当該障害者に関する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等及び法第 51 条の 5 に規定する地域相談支援給付費等の受給状況
- (4) 当該障害者が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 項に規定する訪問介

護、同条第 7 項に規定する通所介護及び同条第 9 項に規定する短期入所生活介護を利用している場合には、その状況

- (5) 当該障害者に関する法第 77 条各項に規定する地域生活支援事業の受給状況
- (6) 当該障害者に関する保健医療サービス、福祉サービス等（前 2 号に該当するものを除く。）の利用状況
- (7) 当該障害者の生活サポートサービスの利用に関する意向の具体的な内容
- (8) 当該障害者の置かれている環境
- (9) 当該申請に係る生活サポートサービスの提供体制の整備状況
- (10) その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「省令」という。）で定める事項

（合議）

第 6 条 利用決定は、障害者福祉課長、福祉推進係長、支援係長及び経理係長の合議の上で行う。

（利用決定の通知）

第 7 条 区長は、要綱第 5 条第 1 項第 2 号の利用決定したときは、当該決定を受けた者（以下「利用決定障害者」という。）に対し、新宿区生活サポートサービス利用決定通知書（第 2 号様式）に、新宿区生活サポートサービス利用者証（第 3 号様式。以下「利用者証」という。）を添えて通知するものとする。

- 2 区長は、生活サポートサービスを利用しない決定をしたときは、当該決定を受けた障害者に対し、新宿区生活サポートサービス利用不決定通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

（利用決定の変更の申請）

第 8 条 利用決定障害者は、利用量その他省令第 17 条各号に掲げる事項を変更する必要があるときは、新宿区生活サポートサービス利用決定変更申請書（第 5 号様式）により、区長に申請するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による申請により、利用決定の内容を変更する必要があると認められるときは、利用決定の内容の変更を行うことができる。

なお、利用決定の内容を変更した場合は、当該利用決定障害者に対し、新宿区生活サポートサービス利用決定変更決定通知書（第 6 号様式）に、利用者証を添えて通知するものとする。

- 3 区長は、第 1 項の規定による申請により、利用決定の内容を変更する必要があるないと認められたときは、当該利用決定障害者に対し、新宿区生活サポートサービス利用決定変更申請却下通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

(職権による利用決定の変更)

第 9 条 区長は、第 5 条に規定する事項を勘案し、職権により利用決定の内容を変更する必要があると認めるときは、当該利用決定障害者に対し、新宿区生活サポートサービス利用決定変更決定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

(申請内容の変更の届出)

第 10 条 利用決定障害者は、利用期間内において、省令第 22 条第 1 項各号に掲げる事項を変更する必要があるときは、新宿区生活サポートサービス利用者証等記載事項変更届（第 8 号様式）に利用者証を添えて、速やかに、区長に届け出るものとする。

(利用者証の再交付)

第 11 条 区長は、利用決定障害者に対し、利用期間内において、利用者証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、新宿区生活サポートサービス利用者証再交付申請書（第 9 号様式）により、再交付を申請させるものとする。

2 前項の規定による申請の事由が利用者証の破損又は汚損であるときは、前項の申請書に当該利用者証を添付するものとする。

3 区長は、第 1 項による再交付を受けた利用決定障害者に対し、当該利用決定障害者が亡失していた利用者証を発見したときは、速やかに、これを返還させるものとする。

(利用決定の取消し)

第 12 条 区長は、次に掲げる場合には、当該利用決定を取り消すことができる。

(1) 利用決定障害者が、生活サポートサービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。

(2) 利用決定障害者が、利用期間内において、新宿区の区域外（以下「区外」という。）に居住地を有するに至ったとき（法第 19 条第 3 項に規定する特定施設に入所することにより、区外に居住地を有するに至ったときを除く。）。

(3) 利用決定障害者が、正当な理由なしに、利用決定に係る調査に応じないとき。

(4) 利用決定障害者が、虚偽の内容により第 3 条又は第 8 条の規定による申請を行ったことが判明したとき。

(5) その他区長が特に必要があると認めるとき。

2 区長は、前項の規定により利用決定の取消しを行ったときは、当該取消しに係る利用決定障害者に対し、新宿区生活サポートサービス利用決定取消通知書（第 10 号様式）により通知するとともに、利用者証の返還を求めるものとする。

(補則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。